

2022年4月8日

各 位

会 社 名 イ オ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
(コード番号 8267 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役 財務・経営管理担当 江川 敬明
(電話番号 043-212-6042)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年5月25日に開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 機動的な株主総会運営を図るため株主総会議長の選定に関して、代表執行役会長以外が議長となることを可能とするため現行定款第13条の規定に関して変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年5月25日(水)予定

定款変更の効力発生日：2022年5月25日(水)予定

以上

(下線部分が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>(議長) 第 13 条 株主総会の議長は、代表執行役会長がこれにあたる。<u>代表執行役会長が空席であるとき、または代表執行役会長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役または執行役がこれにあたる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載<u>または表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(議長) 第 13 条 株主総会の議長は、<u>取締役会で定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則) 1. <u>現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条は、なお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または、前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>